

# 令和8年度首都圏等メディアリレーション業務 提案競技実施要領

令和8年2月17日

## 1. 目的

本業務は、島根県の様々な観光の魅力について、メディアリレーション活動により、首都圏等の各種メディア（テレビ、雑誌、WEB、SNS等）に情報を提供し、メディアとの良好な関係を構築するとともに、メディア等への露出機会の増大を図り、島根県のイメージや認知度のさらなる向上と、島根県への訪問意欲を高め、観光客の増加につなげることを目的とする。

## 2. 業務概要

(1) 業務名	令和8年度首都圏等メディアリレーション業務
(2) 業務内容	別添「令和8年度首都圏等メディアリレーション業務委託仕様書」のとおり
(3) 業務期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
(4) 委託料上限額	24,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 応募資格

この企画に提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - ④ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
  - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
  - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

#### 4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴集して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1)募集期間	令和8年2月17日（火）～2月25日（水）17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書、誓約書は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書【様式1】及び誓約書【様式4】等の添付資料一式を令和8年2月25日（水）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3)参加資格通知予定日	令和8年3月3日（火）
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書【様式2】にて令和8年2月25日（水）17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5)質疑の回答予定日	令和8年3月3日（火）
(6)質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対して、メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものとの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7)企画提案書提出期限	令和8年3月11日（水）17時
(8)審査会予定日	令和8年3月23日（月）を予定 ※詳細日程及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ※審査会は対面形式で実施する。（出席者は4名以内とすること） ※プレゼンテーションは、原則、提出済みの企画提案書のみで行うこと。 ※提案者ごとに、企画提案書によるプレゼンテーションの後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ※状況に応じ、審査日は変更となる場合がある。
(9)委託候補者の決定	令和8年3月下旬（予定）
○提出先及び問い合わせ先	
島根県商工労働部観光振興課　観光宣伝係 担当：加藤、佐伯 〒690-8501　松江市殿町1番地（島根県庁本館2階） TEL：0852-22-6757　FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou@pref.shimane.lg.jp	

## 5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度首都圏等メディアリレーション業務委託企画提案書作成要領による。</li> </ul>
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本書6部を令和8年3月11日（水）17時までに持参又は郵送により提出すること。</li> <li>・あわせて、<u>本書のデータを上記の期日までにメールにて提出すること。</u></li> </ul> <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</p>
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴りこむこと。</li> <li>・見積書の宛名は「島根県知事 丸山達也」とし、貴社代表者の職氏名を記載すること。</li> </ul>
(4)留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li> <li>②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの</li> <li>③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li> <li>④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li> <li>⑤虚偽の内容が記載されているもの</li> </ul> </li> <li>・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。</li> <li>・複数の企画提案は認めない。</li> <li>・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</li> <li>・企画提案の採否は、文書により通知する。</li> <li>・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。</li> <li>・本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> </ul>

## 6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。</li> <li>・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者（1者）を本業務の受託候補者として選定する。</li> <li>・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。</li> </ul>
(2)審査内容	<p>① 提案事業者の実績・業務運営体制【15点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。</li> <li>・過去に、各種メディアに対するダイレクトアプローチ等を行い、露出を獲得した実績はあるか。</li> <li>・メディア営業拠点の法人については、メディアからの依頼、要求等に迅速に対応できる業務体制が整えられているか。</li> <li>・日比谷しまね館事務所との連絡調整や営業活動等を、速やかに遂行できる業務体制になっているか。</li> <li>・県内の法人については、島根県の最新観光トピックスや観光資源に関する情報を的確に収集し、また、県と受託事業者間の連携業務を円滑に遂行する業務体制が整えられているか。</li> </ul>

	<p>② メディアリレーションの企画・内容【35点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアアプローチの活動方針及び計画が具体的で説得力があるか。</li> <li>・島根県の認知度やイメージを向上させる企画、注目度を高め、話題性づくりにつながる企画が提案されているか。</li> <li>・各種メディアに取り上げてもらうために、メディアのニーズや特性、トレンドを捉え、戦略的な仕掛けやアプローチを行う手法が提案されているか。</li> <li>・企画の実効性や現実性が説明できており、各種メディアへの露出獲得の実現性が高い企画となっているか。</li> <li>・メディアの取材や露出獲得に向けて、効果的なプレスリリースの作成や配信計画が提案されているか。</li> <li>・メディアへの露出や広告換算額の獲得につながる効果的な独自企画が提案されているか</li> </ul> <p>③ テレビタイアップ企画等に関する提案【20点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビタイアップを獲得する効果的な手法が提案されているか。</li> <li>・テレビとのタイアップにより、県の観光情報や観光素材の魅力を、視聴者に広く訴求させることができると期待できるか。</li> <li>・テレビタイアップと同等以上の効果が認められる企画については、その内容及び実施効果が具体的に説明されているか。</li> </ul> <p>④ プレスツアーに関する企画【10点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアが興味・関心を持つ、魅力あるツアー企画が提案されているか。</li> <li>・メディアの参加を促す創意工夫がなされているか。</li> <li>・露出効果や広告換算額の獲得につながるメディアの参加が期待できるか。</li> <li>・参加メディアに求めるツアーの参加条件が示されているか。</li> </ul> <p>⑤ メディア露出の目標設定に関する提案【15点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の露出件数、広告換算額に係る目標設定は実現可能な数値となっており、十分な露出件数が確保できるか。</li> </ul> <p>⑥ 経費【5点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要経費が明らかとなっており、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる妥当性があるか。</li> </ul>
(3)審査結果通知予定日	令和8年3月下旬に提案者全員に通知する。

## 7. 契約手続等

(1)委託料上限額	<p>24,900千円（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。</p> <p>※委託料限度額の考え方については、別紙1のとおり。</p>
(2)契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3)委託料の支払	<p>原則として精算払とする。</p> <p>ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、契約額の3割以内を前金払ることができる。</p>
(4)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7)契約書及び仕様書	別途作成・提示する。
(8)契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出者名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。

## 8. その他

令和8年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、本提案競技を中止し、本業務の執行を行わないこととします。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担いたしません。

【委託料上限額】

委託者は、委託業務に対する委託料として金〇〇〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）（以下、「基準額」という。）の範囲内で受託者に支払う。

ただし、露出件数又は広告換算額の実績が仕様書5（1）⑤で定めた目標とする露出件数・広告換算額に満たない場合は、次の（ア）及び（イ）の計算式により算出した額のいずれか少ない額を支払うものとする。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

（ア）露出件数

・基準額 × （各媒体の実績露出件数 ÷ 仕様書に定める目標露出件数）

※複数の媒体で目標露出件数に満たなかった場合は、達成率が最も低い媒体の値を用いる

（イ）広告換算額

・基準額 × （実績広告換算額 ÷ 仕様書に定める広告換算額）